

●令和7・8・9年度建設工事における等級格付基準及び級別発注標準等について●

飯田市建設工事等入札制度合理化対策要綱における等級格付を行う場合の点数区分等は、次のように取り扱います。

- 令和7・8・9年度の飯田市の建設工事に関わる等級格付は、経営事項等評価結果通知書の総合評定値を長野県(以下「県」という。)の令和7・8・9年度等級格付基準点数表区分(下記別表1)に当てはめ、等級格付を行います。
ただし、飯田市内本店の業者について、県の資格総合点数(県が独自で設定する信州企業評価点数を加算したもの)が付与されている場合は、当該点数をもって等級格付を行います。資格総合点数のない工種は、総合評定値に信州企業評価点数を加算した点数を用います。
＊飯田市建設工事等入札制度合理化対策要綱第5条第1項及び第2項
- 定期申請による入札参加資格(等級格付)の有効期間は、令和7年6月1日から次期資格者名簿が発行されるまでとします。また、この名簿の等級格付による発注は、令和7年6月1日以降に公告または指名通知する一般競争入札及び指名競争入札の案件から適用します。
- 級別発注標準は、各等級別に別表2のとおりとします。

(別表1) 建設工事業者の等級格付基準点数表

建設業法の工事の種類	等級格付	基 準 点 数	
		7・8・9年度	4・5・6年度
土木一式	A	1021以上	1007以上
	B	848 ～ 1020	842～1006
	C	752 ～ 847	759～841
	D	673 ～ 751	675～758
	E	672以下	674以下
建築一式	A	964以上	949以上
	B	821 ～ 963	818～948
	C	753 ～ 820	751～817
	D	674 ～ 752	671～750
	E	673以下	670以下
ほ装	A	964以上	970以上
	B	850 ～ 963	850～969
	C	849以下	849以下
電気 電気通信	A	816以上	819以上
	B	696 ～ 815	707～818
	C	695以下	706以下
とび・土工・コンクリート工事	A	874以上	872以上
	B	771 ～ 873	775～871
	C	770以下	774以下
解体工事	A	838以上	844以上
	B	739 ～ 837	752～843
	C	738以下	751以下
管工事 その他	A	866以上	863以上
	B	768 ～ 868	775～862
	C	767以下	774以下

(別表2)

(1)土木一式工事

等級	工 事 金 額
A	500万円以上
B	300万円以上8, 000万円未満
C	3, 000万円未満
D	1, 500万円未満
E	800万円未満

(2)建築一式工事

等級	工 事 金 額
A	900万円以上
B	700万円以上9, 000万円未満
C	4, 500万円未満
D	2, 000万円未満
E	900万円未満

(3)電気配線工事及び電気通信工事

等級	工 事 金 額
A	200万円以上
B	2, 000万円未満
C	600万円未満

(4)舗装工事

等級	工 事 金 額
A	全額
B	3, 500万円未満
C	500万円未満

(5)水道施設工事

等級	工 事 金 額
A	200万円以上
B	3, 000万円未満
C	1, 500万円未満

(6)管・その他工事

等級	工 事 金 額
A	200万円以上
B	3, 000万円未満
C	700万円未満